

# 交通事故防止チラシ（飲酒運転の根絶編）

**自転車も飲酒運転は、  
犯罪です！**



令和6年11月1日～道路交通法が改正され、  
自転車の酒気帯び運転も処罰の対象となります。

他の車両につきましても**飲酒運転を行うと、  
交通事故に直結する行為**になりますので、  
飲酒したら絶対に運転しない等の  
飲酒運転根絶に努めてください。



電動小型  
モビリティも  
飲酒運転は、  
交通違反です



飲酒  
犯罪  
です、  
さらに



さらに

**この行為も犯罪です！**

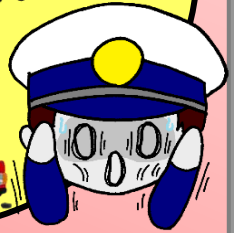
- ・ 酒気を帯びている者に車を貸す。
- ・ 運転手に酒を勧める。
- ・ 飲酒運転の車に同乗する。



## 飲酒運転の禁止

酒酔い運転  
5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金  
酒気帯び運転  
3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金

飲酒運転をすると、  
運転手の「情報処理能力」・  
「注意力」・「判断力」・「理性」が  
低下して、交通事故の発生の  
危険性が格段に高くなるため、  
絶対にやってはいけない  
行為なんだ！



**飲酒運転を「しない、させない」ために次のことを実践しよう！**

公共交通機関を利用しましょう！



自転車は、  
×（ダメ）

代行業者を頼みましょう！



全員がお酒を飲んで  
運転できない時は・・・

お酒を飲まない人に  
運転をお願いしましょう！



ハンドル  
キーパー

運転する人は、  
お酒を飲まない！

NO

運転する人に  
お酒を勧めない！

**飲酒運転のない道路交通を目指しましょう！**

交通指導課では、飲酒運転を根絶するために、  
愛知県警察ホームページに、「**飲酒運転根絶BOX**」  
を開設し、県民の方々から、飲酒運転情報を収集し  
ています。提供のありました情報をもとに、  
飲酒運転根絶のために、検挙活動を行  
っております。県民の方々には、  
飲酒運転情報の提供をお願いします。



下の2次元コードを読み込むと  
飲酒運転根絶BOX「入力フォーム」  
が表示されます。



匿名通報  
OKです！

